

## 大崎住民訴訟一審不当判決を受けての原告団・弁護団声明

2023年10月4日

仙台地方裁判所第2民事部（齊藤充洋裁判長・三貫納有子裁判官・東影将希裁判官）は、2023年10月4日、原告らの、東日本大震災に伴う福島第一原発事故により発生した農林業系廃棄物の焼却処理に関する試験焼却に関して大崎地域広域行政事務組合が経費支出したことが違法であるとして、同組合の管理者に対する損害賠償請求をするよう請求したことについて、原告住民らの請求を棄却する判決を下した。

本訴訟においては、被告が2018年7月9日の組合議会において、同年10月から2019年3月までの放射能汚染廃棄物の試験焼却を実施するための予算を議決したことが、違法な公金支出に当たるのかが争点となり、原告らが主張した違法の根拠は、原告らの住民組織との①覚書違反、②申し合わせ違反、③人格権侵害（平穏生活権）である。

この点、判決では、①覚書2条違反について、福島第一原発事故由来のセシウム134及び137が、同2条の文言（「重金属物質を含む廃棄物は一切搬入しないものとする。」）に抵触しないという形式的な文言解釈をし、これに当たらないとする。しかし、覚書の解釈に際しては、形式的な文言解釈ではなく、その目的や制定経緯等から判断していくべきところ、覚書の目的は、制定経緯から公害防止協定というべきであり、「重金属物質を含む」は水質汚染のおそれのある物質の例示であり、重金属物質以外でも、環境汚染・水質汚染のおそれのある物質を含む廃棄物の搬入を禁止していると解されるのであり、そうすると、8000Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物も健康被害をもたらすおそれがあることから、これに当たるといふべきである。

また、同9条違反については、被告が説明会や協議会を実施したこと理由に、違法ではないとする。しかし、被告が行ったとする説明会は名ばかりのものであり、水質汚染のおそれの有無について客観的資料に基づく説明がなされたことは一切なく、強固な反対意見ばかり出されており、およそ了解を得られる状況にはないものであったのであり、その趣旨とする住民の不安の解消は全く実現されるものではなかった。

また、判決では、②申し合わせ違反4条について、本件試験焼却が具体的な設備機器の変更や処理能力の変更を伴うものではない形式的な文言解釈をし、「機能・設備を変更する場合」に当たらない等とする。また、申し合わせ違反5条については、「住民から不安・疑問が出された場合は直ちにその改善に努めます。」という文言からやはり形式的な文言解釈を行い、これが努力義務を定めたものにすぎないとした。

しかし、申し合わせが「公害防止協定」という性質を有するものであり、その法益が地元住民の健康、生命・身体の安全という何よりも重視されなければならないものである上、運用上も基準値を超えるダイオキシンが発生した際に焼却を停止したという実績からしても、申し合わせの解釈もかかる観点から実質的に行うべきである。そうすると、福島第一原発事故までは一般廃棄物として焼却することなどできなかった8000 Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物の焼却について、周辺住民が環境や健康に不快感を抱くと考えるのは当然であり、本件試験焼却もこれに含まれることは明らかである。判決は、「申し合わせ」条項の機械的な文言解釈に終始し、「申し合わせ」が成立した過程と運用の過程を考慮しないという誤りを犯した。

さらに、判決では、③人格権侵害について、本件試験焼却は8000 Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物は一般廃棄物として処理できるとする特措法の規定に従っていること、環境省のいうバグフィルターによって放射性セシウムが99.9%捕集されること、環境省のいう1 m Sv/年以下の被ばくによる健康被害は生じないこと、本訴訟で行われた排ガス検査で放射性物質が「不検出」とされたこと等を根拠に原告らの主張を退けた。しかし、特措法の規定については、福島第1原子力発電所事故を受けて、それまで100 Bq/kgとされていたクリアランスレベルを80倍にも引き上げたのは、同事故により周囲に大量に拡散された放射能汚染廃棄物の迅速な処理のためのもので、決して同基準が安全基準などというお墨付きを誰も与えていないことを見過ごした判断である。また、バグフィルター99.9%論や1 m Sv/年以下の被ばくによる健康被害は生じないという見解について、裁判所は環境省やICRPの見解を鵜呑みにした。さらには、排ガス検査においては、バグフィルター99.9%論が誤りであることが明らかになったことを見過ごしている。

被告は試験焼却後、2020年7月から7年にもわたり、8000 Bq/kg以下の放射能汚染廃棄物を焼却処分するとして、現在も同焼却が行われている。原告ら住民は現在もなお、同焼却により、健康被害を受けるのではないかという不安の中で生活することを余儀なくされており、平穏生活権が侵害され続けている。

原告団及び弁護団は、速やかに控訴し、直ちに判決の取り消しを迫り、試験焼却が違法であるとして、試験焼却を前提とする本焼却の中止を求める所存である。

以上